（投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部改正）

第五条　投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一号中「又は弁護士法人」を「、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に改め、同号ロ中「弁護士法人」の下に「又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を加え、同号ロ(2)中「弁護士法」の下に「又は外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）」を加える。

第二十八条第一号中「又は弁護士法人」を「、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に改め、同号ロ中「弁護士法人」の下に「又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を加え、同号ロ(2)中「弁護士法」の下に「又は外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律」を加える。

第百二十四条第一号中「又は弁護士法人」を「、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に改め、同号ロ中「弁護士法人」の下に「又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を加え、同号ロ(2)中「弁護士法」の下に「又は外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律」を加える。

（信託業法施行令の一部改正）

第六条　信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一号及び第十五条の三第六号中「又は弁護士法人」を「、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に改める。

第十五条の五第一号中「又は弁護士法人」を「、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に改め、同号ロ中「弁護士法人」の下に「又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人」を加え、同号ロ(2)中「弁護士法」の下に「又は外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）」を加える。

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行令の一部改正）

第七条　次に掲げる政令の規定中「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」を「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律」に改める。

一　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）第二百八十四号

二　消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百七十三号）第一条第二十九号

附　則

この政令は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十一月一日）から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　金子　恭之
法務大臣　古川　禎久

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年二月十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第四十三号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十四条、第三十七条第一項、第四十二条、第四十四条第一項、第四十五条第一項、第六十一条第一項、第六十五条第一項及び第百十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「リットル」を「リットル」に改め、同条第三号二中「以下のもの」を「以下（木質バイオマス温水ボイラー（動植物に由来する有機物でエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）のうち木竹に由来するものを燃料とする温水ボイラーをいう。ホにおいて同じ。）にあつては、十六平方メートル以下）のもの」に改め、同号中へをトとし、ホをヘとし、ニの次に次のように加える。

ホ　ゲージ圧力〇・六メガパスカル以下で、かつ、摂氏百度以下で使用する木質バイオマス温水ボイラーで、伝熱面積が三十二平方メートル以下のもの

第一条第十号中「スキツプホイスト」を「スキップホイスト」に改める。

第十三条第三項第二号中「覆（おお）い」を「覆い」に改め、同項第八号を次のように改める。

八　フォークリフト

第十三条第三項第十号中「型わく支保工」を「型枠支保工」に改め、同項第十二号中「つりチエーン及びつりわく」を「つりチェーン及びつり枠」に改め、同項第十三号中「フエノール樹脂」を「フェノール樹脂」に改め、同項第十四号中「スタツカー式クレーン」を「スタッカー式クレーン」に改め、同項第十六号中「デリツク」を「デリック」に改め、同項第二十二号中「エツクス線」を「エックス線」に、「つど」を「都度」に改め、同項第二十五号中「チエーンソー」を「チェーンソー」に改め、同項第三十号から第三十二号までを次のように改める。

三十　ショベルローダー
三十一　フォークローダー
三十二　ストラドルキャリヤー

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和四年三月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の労働安全衛生法施行令（以下「新令」という。）第一条第三号ニ又はホに掲げる温水ボイラー（この政令による改正前の労働安全衛生法施行令（以下「旧令」という。）第一条第三号ニからヘまでに掲げるものに該当するものを除く。）であつて、この政令の施行の日前に製造され、又は製造に着手されたもの（労働安全衛生法第四十二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格又は安全装置（新令第十三条第三項第二十五号に掲げる機械等に係るものに限る。）を具備していないものに限る。）については、この政令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、同法第四十二条（同号に掲げる機械等に係る制限等に係る部分に限る。以下同じ。）の規定は、適用しない。この場合において、当該温水ボイラーについては、新令第一条第三号に定めるボイラー（旧令第一条第四号に定める小型ボイラーに該当するものにあつては、新令第一条第四号に定める小型ボイラー）とみなして、同法（第四十二条を除き、同法に基づく命令を含む。）の規定を適用する。

3　この政令の施行前（前項に規定する温水ボイラーについては、同項に規定する期間の経過前）にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　後藤　茂之
内閣総理大臣　岸田　文雄